

陸前高田市長 様

〔法人、団体にあつては所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては名称及び代表者の氏名〕

氏 名

印

暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことの誓約書  
私は、陸前高田市が陸前高田市暴力団排除条例（平成27年陸前高田市条例第37号。以下「条例」という。）に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団、暴力団員及びこれらの者と密接な関係を有する者を排除していることについて、別紙参照の記載事項を読み了解した上で、下記事項について誓約します。

記

- 1 条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者のいずれにも該当しません。
- 2 本誓約書1の該当の有無を確認するため、本誓約書、その他の書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供することに同意します。
- 3 岩手県警察本部からの通知又は陸前高田市からの照会に対する岩手県警察本部からの回答により、本誓約書1に該当することが確認された場合、申込資格の不認定その他の排除措置に従います。

役員等一覧

令和 年 月 日

役職	氏名	氏名のカナ (カタカナ)	性別 (男・女)	生年月日	住 所

注1 この表には、次に該当する者について記載すること。

(1) 法人にあつては、登記事項証明書に記載の全役員（辞任・退任した者は記載不要）

(2) 個人にあつては、その者及びその者と同一世帯に属する者

注2 記載された個人情報、岩手県警察本部への暴力団等の照会を行う目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しません。

注3 記入欄が不足する場合は、適宜追加すること。

(様式の裏面に印刷してください。)

別紙

- 参 照 -

1 暴力団

その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいいます。

2 暴力団員

暴力団の構成員をいいます。

3 これらの者と密接な関係を有する者

暴力団又は暴力団員であることを知りながら次に掲げる行為を行った者をいいます。

- (1) 暴力団員を役員等経営幹部とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させている者
- (2) 暴力団員を雇用している者
- (3) 暴力団又は暴力団員を代理人、受託者等として使用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与える者
- (5) 暴力団又は暴力団員を問題解決等のために利用する者
- (6) 暴力団又は暴力団員と密接な交際をする者
- (7) 暴力団又は暴力団員であること又は(1)から(6)までのいずれかの行為を行う者であると知りながら、その者に下請等をさせる者

※陸前高田市暴力団排除条例（平成27年陸前高田市条例第37号）抜粋  
（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) [略]

(2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。

(3) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。

(4)～(6) [略]

（市の事務における措置）

第6条 市は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第2条第2項に規定する公共工事の発注、物品の購入その他の市の事務（以下「公共工事の発注等」という。）により暴力団を利することとならないよう、公共工事の発注等から暴力団員及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため必要な措置を講ずるものとする。

※ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）抜粋  
（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

1 [略]

2 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

3～5 [略]

6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

7及び8 [略]